

# ぎょうせい

## 行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

### 五所川原地区(行政相談)

▷10月14日(休) 10:00~12:00

▷10月28日(休) 10:00~12:00

市役所 1階相談室 1A

### 問い合わせ先

市民課 内線2326

### 金木地区(行政・人権合同相談)

▷10月13日(休) 10:00~12:00

金木総合支所 相談室

### 問い合わせ先

金木総合支所 内線3132

### 市浦地区(行政・人権合同相談)

▷10月5日(休) 10:00~12:00

青森あすなろホール市浦

### 問い合わせ先

市浦総合支所 内線4011

### 法務局人権相談

▷月曜日~金曜日(祝日を除く)

8:30~17:15

五所川原支局 1階人権相談室

### 問い合わせ先

青森地方法務局五所川原支局

Tel34-2330

## 人権擁護啓発メッセージ

(令和2年度人権教室より/いずみ小6年生)

『ウイルスのことで、差別があるというニュースを見たので、残念だと思ったし、いやだと思った』

## 困ったら一人で悩まず行政相談 10月18日(月)~24日(日)は 『行政相談週間』です

市民の皆さんが、毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望などがあつたときに、身近な相談相手となるのが、行政相談委員です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について

▷苦情を直接申し出にくい

▷要望や相談について、どこへ話をしたらよいかわからない

などがありましたら、お気軽にご相談

ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

なお、当市では定期的に行政相談日を設けています。開設日時は毎月のお知らせをご覧ください(今月号は21ページを参照)。

### 問い合わせ先

市民課 内線2326

## 消費生活相談

契約、販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブル、多重債務でお困りの方に対し専門の消費生活相談員が無料で相談に応じます。

### ▷悪質商法、契約・取引に関する トラブル相談

五所川原市消費生活センター

Tel33-1626、Tel26-5881

日時…月曜日~金曜日(祝日を除く)

9:00~16:00

場所…市役所2階商工労政課

### ▷くらしとお金の安心相談会

(多重債務相談)

消費者信用生活協同組合

青森事務所 Tel0120-102-143

日時…10月13日(休) 10:00~16:00

場所…市役所2階相談室2C

\*予約制。貸付制度あり。

## 宝くじの助成金で整備しませんか 一般コミュニティ助成事業

(一財)自治総合センターでは町人会などが行うコミュニティ活動に必要な資機材等の整備に対し助成を行っており、現在、令和4年度実施事業の申請を受け付けています。

助成額…100~250万円

助成対象経費…住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に必要な経費(例:テント、エアコン、音響設備、草刈り機、スーパーハウス、机など)

今年度は、3団体が助成事業を活用して資機材等を整備する予定です。

申請をしたい団体は、10月5日(火)までにご連絡ください。

\*審査の結果、助成を受けられない場合もあります。

### 問い合わせ先

総務課 内線2114

## 令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出にご協力を

日本年金機構より9月中旬から、順次、下記の送付対象者宛に令和4年分扶養親族等申告書が送付されます。

9月から10月にかけて送付される方の提出期限は10月29日(金)です。期限内の提出にご協力をお願いします。

送付対象者…老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方です。

▷65歳未満の方 108万円以上

▷65歳以上の方 158万円以上(退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であつて、老齢基礎年金が支給されている場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上)

### 問い合わせ先

弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

国保年金課 内線2343

## 年金生活者支援給付金の請求をお忘れなく

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。今年度から新たに給付金の受取対象となる方には、8月下旬頃から順次はがき形式の請求書が送付されていますので、速やかに提出をお願いします。

制度の詳細や手続きについては、弘前年金事務所または市役所国保年金課にお問い合わせください。

\*令和4年1月4日までに手続きが完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。遅れた場合は、手続きの翌月分からの受け取りとなるため、請求手続きはお早めをお願いします。

### 問い合わせ先

弘前年金事務所 Tel0172-27-1339

国保年金課 内線2343